

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年六月二十日法律第七十六号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十五条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項及び第十三条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項中「第二十七条の二」を「第二十七条」に改める。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の

一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第十八条 施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日以後である場合には、この法律のうち次の表の上欄に掲げる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十六条の改正規定	第二十六条中	第二十六条第二項第六号中「第二十七条の二」を「第二十七条」に改め、同条中
第二十七条の二の改正規定及び同条を第二十七条とする改正規定	第二十七条の二中「第二十四条第二号」を「第二十条第二号」に改め、同条を第二十七条とする。	第二十七条の二を第二十七条とし、第二十七条の三を第二十七条の二とし、第二十七条の四を第二十七条の三とする。 第二十七条の五中「第二十四条第二号」を「第二十二号」に改め、同条を第二十七条の四とする。

第五十四条の二の改正規定	第五十四条の二中	第五十四条の三中
		<p>第二十七条の六中「第二十四条第三号」を「第二十二号第三号」に改め、同条を第二十七條の五とする。</p>

2 前項の場合において、附則第十五条のうち構造改革特別区域法第十二条第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の項及び第十三条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項の改正規定中「第二十七条の二」を「第二十七条」とあるのは、「第二十七條の六」を「第二十七條の五」とする。

3 前二項の場合において、前条の規定は、適用しない。